

県議長会

議員研修会の報告

11月20日

昨年11月20日に平成26年度第47回宮城県市議会議長会議員研修会が塩竈市「ホテルグランドパレス」で開かれた。議会活動をより一層「市民に開かれた見える議会」づくりに取り組み、三重県伊賀市議会議員の安本美栄子氏（元議長）の講演があった。

▼議会基本条例制定の経緯

伊賀市では、合併を期に「伊賀市自治基本条例」が市の最高規範として制定され、同時に市内各地域に結成された「住民自治協議会」には、諮問・提案・同意・決定という四つの権限が与えられた。必然的に議員は、従来の地域のための要求型から、全市的な目線で行政のチェック機能を果たす存在へと役割が変わった。改革へ向けて変わるべきは議員であり「市民に開かれた見える議会」づくりに取り組むため「議会基本条例」を制定した。

▼議会報告会

議会基本条例では、毎定例会後の「議会報告会」の実施を義務付けている。ただ単に議会の報告に終わるのではなく①市民の議会・市政への参画の場②情報共有の場③議会の意思決定機関としての説明責任の場など7項目を規定し、住民自治協議会38ブロックを24名の議員が6班編成で実施している。会場では、重要事項について討論を行うためハプニングも起こる。市民の意見を聞くことにより地域の方々の思いや願いに触れることができ、地域の課題を浮き彫りにすることができる。また、報告会は市民からの情報収集の場でもある。その課題を議会に持ち帰り、当局からの聞き取り会や議員間の自由討議の場で議論し、パブコメ・タウンミーティング等を開催することで、市民目線に立った政策として提案すること

とができる。議会報告会を通じて、市民に二元代表制を理解してもらうことを目的の一つとして位置付けて、市民の代表機関である議会を理解していただき、議員のレベルアップと市民の意識改革にもつながった。

▼今後の課題

- ・最終的には、個々の議員活動を議会活動にしなければならぬ。
- ・重要な政策要求については、自由討議の政策討論会等を経て議会で提案する仕組みを実践していくこと。
- ・議了した案件の報告だけでなく、本会議が開かれる前に市民に重要案件を事前に公表し、意見交換ができる報告会を目指す。
- ・本会議と予算委員会だけでなく、常任委員会や議員全員協議会等の会議も放映（ケーブルテレビ）し公開すべきである。
- ・会派の事業評価やタブレットを使っての情報共有化をしていく。

▼まとめ

伊賀市議会では、議会基本

本条例制定が議員の質の向上につながり、議会の果たす役割が明確になる。住民と議会の理解、信頼関係が構築され、行政と緊張感ある関係となった。基本条例を推進するには議長の力強いリーダーシップが必要であり、議会が変わらなければ真の地方分権時代はこない。

岩沼市議会でも、議員自ら市民の前に立ち、共に議論し、情報を共有しながら市政の課題に向き合い、理解を深め、かつ、高めあっていくことが大切であり、市民に期待される議会とかなければならない。



講演を聞く約300名の県内市議会議員

編集後記

原稿を書く、それを直す、気の利いた見出しをつける、そしてレイアウトもする…。編集作業は結構、手間がかかります。

どうしたらスムーズにできるか。私たち議会報編集委員は名取市と多賀城市の議会を訪ねて「勉強」。そのときの報告を10ページの下段に収めました。

ここ12ページには宮城県内市議会議員の研修会の記事を掲載しました。どうしたら議会が活性化するのか。

これも「勉強」の報告です。二つの勉強。成果は後々、必ず現れると確信しています。

議会報編集特別委員会

- 委員長 渡辺ふさ子
- 副委員長 布田 恵美
- 委員 大友 克寿
- 大友 健
- 長田 忠広
- 佐藤 一郎
- 佐藤 淳一
- 森 繁男

※森委員は会派の異動により、今号から委員に就任しています。